

## 6 学生支援

### 1. 現状の説明

#### (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

##### 1) 学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

第一に修学支援については、学位授与の条件をすべての学生が満たすことができるよう入学から卒業まで個別の対応を行うこととしている。具体的には、学年ごとに修得すべき単位を明示し、オリエンテーションにおいて履修指導を行い、目標単位を履修できない学生については本人および保護者を交えた相談を開くこととしている。そのほか、課外の学習支援として「インディ・カフェ」(工学系学部の学習支援組織の名称)、「学生ラウンジ・学習ラウンジ」(大学中央棟)、「ピアツァM」(法学部棟)を置いている。

第二に生活支援については、学生が入学から卒業まで有意義で充実した学生生活をおくることができるような環境を支援している。そのほかに「健康管理センター」「学生相談室」を設置し、身体面と精神面のケアを図ることとしている。また、学生に対する学内アルバイトの斡旋を行い、学生の経済的な支援を行うこととしている。

第三に進路支援については、大学4年間の中で生涯にわたるキャリアデザインを学生一人ひとりが計画できるようなプログラムを用意することとしている。具体的には、授業科目の中で学年ごとにキャリアデザインに関する目標を立てさせることとしている。

《資料10》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)法学部 PP40-43, PP60-61

《資料11》学生便覧・履修要項 平成22年度(2010年度)医用工学部・工学部

PP40-43, PP60-61

《資料12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010年4月 PP85-88

#### (2) 学生への修学支援は適切に行われているか

##### 1) 留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性

留年者については、本学では全学部で進級制限を設けており4年次に留年生が集中しないように配慮している。また留年者、休学者についてもクラス担任制等を採用しており、担任教員等が勉学面、生活面におけるサポートを行い、進級、復学できるように教育、指導している。成績不良者に対して三者面談を実施し、早期に学生の軌道修正を行い事前に退学の防止を図っている。またクラス担任制等の採用により学生から直接教務課へ休・退学の意思表示があった場合は、必ず担任の教員等に相談するように指示し、教員の面談にて状況把握が済まなければ「休学願」「退学願」を受理しない。「休学願」「退学願」を受理した場合は、必ず担任が「所見」を添付し、教授会で一人ひとりの休学、退学理由について詳細な報告が行われている。

##### 2) 補習・補充教育に関する支援体制とその実施

「インディ・カフェ」はパソコンが設置されたレッスン・スペースである。そこには教員、インストラクター、学生スタッフが常駐しており個人指導、グループ指導ともに随時授業外指導を受けられる。パソコンも設置されており、レポート作成や情報の検索等に利

用できる。「インディ・カフェ」には以下の2コースがある。

第一は、ベーシックコースと呼ばれており、基礎学力充実のための個人指導やグループ指導が受けられる。ここでは授業の復習、レポートの作成、試験対策も行うことができる。

第二は、アドバンスコースと呼ばれ、本学の大学院、他大学の大学院へ進学したい学生を対象にする。ここでは専門的な知識を生かして専門職に就職したい学生等が対象となり指導を受けられる。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP60-61

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP60-61

### 3)障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

障がいのある学生についての修学支援は、これまでのところ視覚障がいや聴覚障がい等の事例はない。なお、バリアフリー化を進め、スロープの設置、手すりの設置などを行っている。

### 4)奨学金等の経済的支援措置の適切性

本学の奨学金制度は、桐蔭横浜大学特待生奨学生制度、日本学生支援機構奨学金および地方公共団体・民間育英団体奨学金の三つの柱からなっている。

桐蔭横浜大学特待生奨学生制度は、学部の1年次後期から3年次前期(法学部においては2010(平成22)年度より1年次前期から2年次後期)までの2年間を対象に、成績優秀者を学部学科ごとに選考し、学期ごとに授業料相当額等を奨学金として支給するものである。具体的には、前学期の成績評価(法学部は入学試験の結果)、GPAなどにに基づき総合的に選考しており、ちなみに2009(平成21)年度前期の状況を見ると法学部は4名、医用工学部は生命・環境システム工学科、臨床工学科、各1名の計2名、工学部は電子情報工学科、ロボット工学科で各1名の計2名、スポーツ健康政策学部はスポーツ教育学科、スポーツテクノロジー学科、スポーツ健康政策学科各2名の計6名が採用された。

日本学生支援機構奨学金は、優れた学生で経済的理由により修学が困難な者に対し学費を貸与する制度である。本学では例年4月に説明会を開催し、その後一定期間を設けて希望者に申込資料を提出させ、面接を実施し、学内選考のうえ日本学生支援機構に推薦をしている。昨年度実績を見ると在籍学生2,396名に対し490名が支給を受けており、その比率は20.4パーセント、支給総額は4億8,200万円となっている。また、2010(平成22)年度のこれまでの状況は144名の申込みに対し、採用決定者は61名で採用比率は42.4パーセントという数字が出ている。

本学でも他大学同様に地方公共団体(都道府県市区町村)や民間育英団体の奨学金制度を採用しており、昨年度の実績では地方自治体では横浜市、川崎市、大田区、および茨城県のものがあり、団体のものとしては電通育英会、交通遺児育英会などで実績がある。

なお、その他に経済支援制度の一環として日本政策金融公庫の「国の教育ローン」があり、本学でも相談に来た学生にはパンフレットで説明し薦めているが、申し込みは学生が個別で行うため利用実績の数字は把握できていない。大学院工学研究科の独自の奨学制度として工学研究科修士課程で、大学発ベンチャー企業からの支援を受けて学内選考により優秀な学生に対して年間35万円を奨学金として支給する制度を実施している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP44-46

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP44-46

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 PP89-91

《資料 45》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学奨学生規程 PP3123-3125

《資料 46》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学外国人留学生奨学生規程 PP3126-3128

《資料 47》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部社会人学生奨学金規程 PP3129-3131

### **(3)学生の生活支援は適切に行われているか**

#### **1)心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮**

本学での心身の健康保持等のケアに対応する措置としては、学生相談室と健康管理センターが二本の柱となっている。学生相談室は 2010(平成 22)年度から大学中央棟の 2 階に移設され、学業や進路、就職、性格上の悩み、対人関係、その他生活全般について気軽に何でも相談できる体制をとっている。相談員は、本学教員の責任者 1 名と非常勤のカウンセラー 3 名があたっており、申込みは学生課窓口での申込みやメールで行うシステムを採っている。開室の日数は週あたり 6 日、年間では 240 日で、昨年の実績では延べ 487 名が相談に訪れている。

次に、学生および教職員の健康の保持増進に寄与することを目的として健康管理センターを設置している。昨年度までは大学施設外に設置されていたが、今年度から大学中央棟の 2 階に移設され、より学生達が利用しやすい環境が整備された。なお、この健康管理センターが果たす役割として次の三つが挙げられる。学校保健法に基づき毎年 4 月に健康診断を実施している。基本的な実施項目は身長、体重、視力、聴力、血压内科診療、胸部レントゲンの各項目であり、未受診者に対しては担当教員に呼びかけるなど受診奨励に積極的な対応を行っている。学内での怪我、急に体調を悪化させた学生には応急の処置を施している。ただし医師が常駐していないため専門的な治療、薬の処方が必要な場合は、学園内の「桐蔭学園診療所」や提携関係にある医療機関を紹介する体制である。健康管理センターでは健康に関する疑問や悩み、メンタルヘルス(精神面)に関する相談にも応じており、利用可能時間は平日が午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分となっている。なお、緊急時に備え、AED2 台、車椅子 3 台、簡易ベッド 2 台、担架 2 台を具備している。さらに健康管理センターを補完するものとして前述の「桐蔭学園診療所」が本部管理棟 3 階に設けられている。これは医療機関であり、医師による診察、薬の処方が受けられるので、健康管理センターの守備範囲を超えたケースにも対応できるような体制となっている。

#### **2)ハラスメント防止のための措置**

本学ではセクシュアルハラスメント防止についてのガイドラインが 2002(平成 14)年 4 月 1 日に制定され、2005(平成 17)年にはセクシュアル・ハラスメント対策委員会が立ち上げられ、それを機会に規程の整備も行った。日常の防止対策として、毎年 4 月に全学生に配布される『学生便覧』にセクシュアルハラスメント防止および相談・苦情への対応等について記載し、前・後期のオリエンテーションにおいては担当の教員が全学生に注意を促している。また、各学部、部局にセクシュアルハラスメントの相談員(窓口)を設けており、相談を希望する者は相談員に直接電話やメールで予約を取るシステムとなっている。そして相談員は、話を十分に聞いて状況を把握した上で相談者とともに解決の方法を考える。また、問題が深刻かつ重要な場合は大学のセクシュアル・ハラスメント対策委員会が問題

解決にあたる。なお、セクシュアル・ハラスメント対策委員会の活動は規程の改正案の取り纏め、学生に対するセクシュアルハラスメント意識調査の実施、教職員対象のハラスメント研修会の実施など様々な活動を積極的に展開している。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 P120

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 P120

《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月 P105

《資料 34》桐蔭学園規程集 / セクシュアル・ハラスメント防止等規程 PP2657-2659

《資料 35》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程 PP2660-2664

《資料 36》桐蔭学園規程集 / セクシュアルハラスメントの防止に関する指針 PP645-647

#### **(4)学生の進路支援は適切に行われているか**

##### **1)進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施**

具体的には下記内容で実施している。

###### キャリアガイダンス

前期および後期の初めに、各学部の学年ごとに、就職や資格、インターンシップ、公務員試験対策講座、キャリア情報センターの支援体制などの説明を内容としたキャリアガイダンスを行っており、出席率は高い。

###### インターンシップ

近年、学生は将来の進路に対し、早期の段階から強く意識するようになってきており、また、インターンシップを就職活動の前哨戦と捉える傾向が強まっているので、インターンシップに参加したいという学生が年々増えつつある。一方、企業側の受け入れ数に限りがあることから、企業側のインターンシップ参加のための選考が厳しくなりつつあり、そのための対策が必要という現実がある。

そこで、インターンシップに参加するための事前の準備を十分に行うため、「インターンシップ準備セミナー」という講座を開講している。内容は、インターンシップの現状についての説明、自己分析、企業研究、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、ビジネスマナーなどである。講座によっては、受講者全員がインターンシップに参加できるわけではないが、受講者にとって、講座の受講自体が将来の進路を真剣に考える良い機会となっている。

###### 授業科目としてのキャリア講座

学部 3 年次の学生を対象として、キャリア講座を実施している。学生にそれぞれの将来の進路について、より深く考えさせるとともに、具体的な就職試験対策を行うための講座である。

法学部では、前期に「キャリア・デザイン」、後期に「キャリア・デザイン」という科目、また、1 年次に「仕事と社会」を置いている。医用工学部・工学部では、後期に「キャリア研究」という科目を開講している。各 2 単位の選択科目として実施している。スポーツ健康政策学部については「キャリアナビゲート」という講座を前期および後期に開講している。内容は各学部ともほぼ共通であり、自己分析、企業研究、新聞の読み方、内定者報告会、卒業生講話、マナー講座、履歴書・エントリーシートの書き方、グ

ループディスカッション対策、面接対策などである。

これらの内容は、各学部就職指導委員会とキャリア情報センターが協力・連携しながら決定している。

#### 課外講座

「Plus1 セミナー」という課外講座を実施している。これは教職員のボランティアを募り、学生に対し、授業外で様々な講座を無料で提供するものである。例えば、簿記、宅建、行政書士などの資格試験の講座、英語、柔道、写真の撮り方などの講座を開講している。また、昨今、公務員を希望する者が増えており、これに対応するため、学内で公務員試験対策が出来るよう開講したのが「公務員試験対策講座」である。

#### 個別支援

キャリア情報センターでは様々な個別支援を行っている。具体的には、就職・進路相談、履歴書・エントリーシート添削、模擬面接、求人情報の提供などである。

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部 PP36-39

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部 PP36-39

## 2) キャリア支援に関する組織体制の整備

学生部にキャリア情報センターを設け、専従職員を配置している。また、各学部に教員で構成される就職指導委員会を組織している。

《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程 P2130

## 2. 点検・評価

### 効果が上がっている事項(優れている事項)

今年度から健康管理センターを大学中央棟に移し、より学生達が利用し易いように配置している。健康管理センターでの応急処置、学園の診療所や提携する医療機関との連携もおおむね順調に稼動しており、学生達からの不満はほとんどない。

留年者および休・退学者の状況把握と対処に関しては、次のとおりである。

留年者については、様々な学力レベルの学生が入学しており、学力的に 4 年間で卒業できない学生がいることも事実であり、こういった学生をサポートするためにも担任制度は有効である。また進級制限を設けることにより学力不足のまま進級することを阻止し、相応の学力を修得させたうえで進級させることにより、学力不足による退学の防止にもなっている。

休学者については、理由は健康上の問題(身体的、精神的)、学校に馴染めない、経済的な問題、学力的な問題等、様々なものがあり復学が容易でないケースも多いが、担任制度により教員が定期的にフォローしており学校との繋がりを保っている。

成績不良者に対する三者面談を早期に実施することにより退学の防止を図っており、これを機会に軌道修正する者もいる。また退学時にはクラス担任と必ず面談することとしているため、退学を思い留まる者もいる。

補習・補充教育に関する支援体制とその実施については、「インディ・カフェ」が効果を上げている。また、勉強以外の進路相談、サークル活動や対人関係の相談も受付けており、

学習サポートのみならず学年等を越えた学生同士の交流の場にもなっている。

ハラスメント防止に関しては、セクシュアル・ハラスメント対策委員会の先導でかなり手厚い防止体制、対策が講じられている。一方「ハラスメント」について、社会的にもセクハラ以外のハラスメントの存在が認知され、その防止措置を講ずる必要性が高まり、委員会もさまざまなハラスメントに対応できる体制づくりを行っている。なお、ハラスメントの知識を修得させるために全教職員を対象にした外部講師による研修会を実施した。

「Plus1 セミナー」の実施による人的負担は重いが、学生にきめ細かな対応を行うことが出来るため、効果は大きい。また、個別対応で得た情報をもとに講座内容の改善などに役立てられている。

#### **改善すべき事項**

留年者および休・退学者の状況把握と対処については、留年する理由は学力不足だけでなく、アルバイトや遊興のために通学が疎かになるケース、友人ができず学校に馴染めないケース、経済的状况によるケース等様々な理由があり、簡単に解決策を見出すことは難しい。

退学に対する対応は、「欠席が多くなる」「成績が低下する」などの兆候が見られた場合に早めに対処することが必要であり、そのために担任教員、父母等、本人による三者面談を行っているが、初期的な段階での学生相談体制を充実することが課題である。

ハラスメントに対する意識の向上をめざし、全教職員対象の研修会等を開催した点は評価できるが、カウンセリング技法に通じた相談員を十分に配置するには至っていない。

### **3. 将来に向けた発展方策**

まず、今後のハラスメント対策として、定期的な学生や教職員への周知徹底を行っていくことに加えて、セクシュアル・ハラスメント委員に対してカウンセリング能力を身に付けさせるための専門的な研修会を実施していく。

次に、2011(平成 23)年度からのキャリア教育の義務化に伴い、1 年次から体系的なキャリア教育を導入すべく、カリキュラムの準備を進める。そして、インターンシップを希望する学生全員が受講可能にするため、教員が多くの企業と接触し、受け入れ可能にしてみらうために全学で対応策を検討する。

また、退学については、本学の特徴である少人数教育を基礎として、学生に対するきめ細かいフォローや相談体制を充実させる。なお、経済状況の悪化による退学に対しては、経済的な支援策を検討する。これについては、2010(平成 22)年度より大学基金を設置しており、これをファンドとした支援のあり方も視野に入れる。

### **4. 根拠資料**

《資料 10》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)法学部

《資料 11》学生便覧・履修要項 平成 22 年度(2010 年度)医用工学部・工学部

- 《資料 12》スポーツ健康政策学部学生ハンドブック 2010 年 4 月
- 《資料 34》桐蔭学園規程集 / セクシュアル・ハラスメント防止等規程
- 《資料 35》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学セクシュアル・ハラスメント対策委員会規程
- 《資料 36》桐蔭学園規程集 / セクシュアルハラスメントの防止に関する指針
- 《資料 45》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学奨学生規程
- 《資料 46》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学外国人留学生奨学生規程
- 《資料 47》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学法学部社会人学生奨学金規程
- 《資料 48》桐蔭学園規程集 / 桐蔭横浜大学事務組織及び事務分掌規程